

令和6年4月

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることになりました。厚生労働省大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

【 算定条件 】

- 1 所定疾患施設療養費(Ⅱ)は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者様に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する10日を限度とし、月1回に限り算定するものであるため、1月に連続しない1日を10回算定することは認められないものであること。
- 2 所定疾患施設療養費(Ⅱ)と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。
- 3 所定疾患施設療養費(Ⅱ)の対象となる入所者の状態は次のとおりであること。
 - イ 肺炎
 - ロ 尿路感染症
 - ハ 带状疱疹
 - ニ 蜂窩織炎
- 4 請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。
- 5 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

【 2023年度算定状況(2023年4月1日～2024年3月31日) 】

イ 肺炎

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	2	2	1	2	0	0	1	0	0	1	1	0	10
日数	6	6	4	10	0	0	4	0	0	4	3	0	37

ロ 尿路感染症

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	3	1	1	3	4	2	2	5	4	4	5	3	37
日数	19	5	4	15	18	7	8	25	25	19	19	11	175

ハ 带状疱疹

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	2
日数	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	8	15

ニ 蜂窩織炎

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

* イ+ロ+ハ+ニ

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	5	3	2	5	4	3	3	5	4	5	6	4	49
日数	25	11	8	25	18	14	12	25	25	23	22	19	227